

北海道道南アマゴルフ研修会規約

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会の名称は、道南アマ・ゴルフ研修会（以下本会という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、会長のホームコース内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会の会員は、アマチュアゴルファーとして人格の陶冶、ゴルフ技術の向上に努めると共に、会員相互の親睦を図り、北海道アマ・ゴルフ研修会と連携を深め、北海道ゴルフ界の発展に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第 4 条 本会は、特定の個人、又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

(事 業)

第 5 条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

1. 月例競技の実施
2. 役員会において必要と認めた臨時競技
3. 本会の目的に副う競技への後援
4. ゴルフ・ルール研修
5. その他目的達成に必要な事業

第二章 会 員

(会員資格)

第 6 条 本会は、北海道ゴルフ連盟加入倶楽部で所属する倶楽部会員と北海道ゴルフ連盟個人加盟者で J G A ハンディキャップインデックス、男子 15.4、女子・男子シニア 15.4 迄の任意者で本会の目的に賛同し、協力出来る者。

(入会及び会費の納入)

第 7 条 入会しようとする者は、所属倶楽部又は選手本人より入会金と定められた会費を入会時に納入しなければならない。

2. 年途中で入会しようとする者は、入会金と 1 年間の年会費を納入しなければならない。

- 3.入会については会員の推薦人が1名必要であり、役員会の承認後に正式入会とする。
4. 会員は道南地区（日胆地区、函館地区）にホームコースまたはJ・s y sを有し、役員会が認めた場合
他地区（道央・道北・道東・道外）のホームコースの登録選手も正式入会できる。
※ただし上記会員は3年以内に理由なく他地区に移動することはできない

（入会金及び年会費）

第8条 入会金及び年会費は次のように定める。

1. 年会費 10,000円（入会金は無料とする）

（会員資格の喪失）

第9条 本会の会員は次の事由により資格を失う。

1. 年会費を納入しないとき
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
3. 除名されたとき
4. 本会が解散したとき
5. 出場停止期間で有っても登録費（年会費）を納入しなければならない。
（未納の場合には、出場停止期間は継続する）

（入会の拒否）

第10条 本会に入会を希望する者が、倶楽部及び他地区の研修会において、除名又はこれに類する問題を起こしている場合、若しくは本会の会員としてふさわしくないと判断した場合は、役員会において入会を拒否することができる。
※入会拒否理由については開示しない

（退会）

第11条 本会の会員が、定められた会費を毎年所定期日までに納入しなければ退会とする。

（除名）

第12条 本会の会員が次の各号の一つに該当する時は、役員会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会目的遂行に反する行為のある時
- (2) 会員として著しく品位を汚す行為のある時
- (3) その他会員として適当でないと認められた時

2.前項の規定により会員を除名しようとする時は、その会員に予め通知すると共に、除名の議決を行う役員会において弁明する機会を与えなければならない。

（餞別）

第13条 本会の会員が、以下の全国大会に出場した場合、餞別を支給する。

尚、金額は 10,000 円とする。

1. 日本アマチュアゴルフ選手権競技
2. 日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技
3. 日本シニアゴルフ選手権競技
4. 日本ミッドシニアゴルフ選手権競技
5. 日本グランドシニアゴルフ選手権競技

第三章 総 会

(総会の構成)

第 13 条 本会の総会は、各倶楽部及び個人加盟者の会員代表者（以下代表幹事と称す）1 名をもって構成する。

(総会の種類)

第 14 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第 15 条 定時総会は毎年年度始めに会長が招集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めた時
 - (2) 役員会が招集の必要を決議した時
 - (3) 半数以上の代表幹事により、会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があった時
3. 総会の招集には、会議の目的たる事項並びに日時、場所を記載し会日の 10 日前までに代表幹事に通知を発しなければならない
4. 総会は招集、若しくは書面決議にて実施する。

(総会の議長)

第 16 条 総会の議長は、会長の指名した者がこれにあたる。

(総会の成立及び決議)

第 17 条 総会の定足数は代表幹事の過半数とする。

2. 総会の決議は、この規約に別に定めるものの他、代表幹事の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。
3. 第 18 条第 2 項に規定する委任による出席及び議決権の行使は会員に委任した場合に限り有効とする。

(表決権及び書面表決権)

第 18 条 代表幹事は、総会における各 1 個の表決権を有する。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない代表幹事は、予め通知された事項に

ついて書面をもって表決し、又は他の会員を代理として表決を委任することができる。

- 3.前項の場合において、前条及び第20条第1項第3号の規約の適用については、出席したものとみなす。

(総会の決議事項)

第19条 本規約に別に定めるものの他、次の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び会計報告の承認
- (4) 役員の選出
- (5) 入会金及び会費の額の決定並びに変更
- (6) 本会の解散
- (7) 解散の場合、精算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (8) その他特に重要な事項

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 代表幹事の現在数
- (3) 出席した代表幹事の数
- (4) 決議事項
- (5) 議決の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人に関する事項

- 2.議事録には、議長及び出席した代表幹事のうちから総会において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第四章 役員及び役員会

(役員の種類及び数)

第21条 本会の役員は次の通りとする。

- (1) 会 長 一名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 一名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 競技委員長 一名
- (6) 競技副委員長 若干名
- (7) 会計 一名
- (8) 監査 二名

(9) 顧問 一名

(役員の選任・解任)

第22条 役員は、本会の会員であることを要し、総会において選任及び解任される。

2. 役員の選任方法について必要な事項は「北海道道南アマ・ゴルフ研修会役員選出規定」に定める。

(役員の任期)

第23条 役員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2. 期のなかばに選任された役員の任期は、その期の末までとする。
3. 任期の満了、又は辞任により退任した役員は、後任者の就任するまでその職務を行うものとする。

(顧問の委嘱)

第24条 本会は顧問を置くことができる。顧問は、本会に功績のあった者のうちから、総会に於いて推挙し、会長がこれを委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。

(役員の職務)

第25条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会務をつかさどり、会長に事故あるときは予め定めた順序によりこれを代理する。
3. 幹事長及び副幹事長は、会長及び副会長を補佐して会務をつかさどり、かつ事務を統括する。
4. 競技委員長、競技副委員長、会計は、会長及び副会長を補佐し、会務を分掌する。
5. 監査は、本会の経理及び業務執行の状況を監査する。

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長がこれを招集する。

3分の1以上の役員より招集の請求があった時

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。

(役員会の成立及び決議)

第28条 役員会は役員の過半数以上の出席により成立し、その決議は出席者の過半数をもってこれをなす。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(役員会の決議事項)

第29条 役員会は次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項

- (3) 事業及び予算
- (4) 会員の資格・入会の審査及び決定
- (5) 「北海道道南アマ・ゴルフ研修会役員選出規定」並びにその他の「規定」・「細則」の制定及び変更廃止
- (6) その他業務執行に必要な事項

(交通費の支給)

第30条 北海道アマゴルフ研修会の会議、他地区での打ち合わせ等へ役員または役員の代理人が参加する場合交通費を支給する。

- (1) 交通費 2,000 円/日

第31条 オール北海道（レギュラー、シニア）へ、プレーを伴わない手伝いをいただいた場合交通費を支給する。

- (1) 交通費 5,000 円/日

第五章 会 計

(収支)

第30条 本会の資産は、入会金、年会費、競技参加料及び寄付金等をもって構成する。

- 2. 本会の経費は、資産をもってこれにあてる。

(資産の管理)

第31条 資産は、会長が管理する。

(会計区分)

第32条 本会の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計に区分し処理する。

- 2. 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- 3. 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

(会計及び事業期間)

第33条 本会の会計および事業年度は、1月1日に始まり12月31日に終る。

第六章 雑 則

(施行規則等)

第34条 本会は、本規約の運用を円滑にするため、本規約に別に定めるものの他役員会の議を経て、施行に関する規定・細則等を定める。

本規約は昭和五十八年六月一日より施行する。

平成30年 4月 1日 一部変更
令和 6年 3月 1日 一部変更
令和 7年 3月 1日 一部変更